

# 医療・福祉問題研究会会報

NO.154  
2022.1.19

## 医療・福祉問題研究会 第143回研究例会

日 時：2022年2月12日（土）午後3時～5時

開催方法：金沢大学サテライト・プラザ1階交流サロンおよびZoom

テーマ：「生活保護基準引き下げ違憲訴訟—金沢地裁判決の問題点」

報告者：①徳田隆裕さん（弁護士・金沢訴訟弁護団事務局長）

②昭【あきら】さん（仮名、金沢訴訟原告）

2013年、生活扶助基準が平均6.5%、最大10%と大幅な引き下げが行われました。この史上最大となる引き下げについて、現在全国29都道府県で1,000名を超える原告が国・自治体を相手に違憲訴訟を提起しています。

金沢地方裁判所においても、2015年2月に第一回公判。その後、長い年月をかけて闘い続け、ついに2021年11月25日に判決が下されましたが、その判決は「原告らの請求をいずれも棄却する」という、原告とともに闘ってきた人たちの思いを踏みにじる非情な「15秒判決」となりました。

しかし、生活保護制度の利用は、基本的人権として保障されるべきものであるとともに、生活保護法は憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具体化するものです。そのことから、今回の判決は原告の生活実態を無視した判決と言わざるを得ません。

今回の研究例会では、金沢地裁訴訟弁護団事務局長の徳田隆裕さんから金沢地裁判決の概要と弁護団としての見解、高等裁判への展望をお話いただくとともに、原告の昭【あきら】さん（仮名）から、原告としての思いをお話いただきます。今一度、生活保護制度の意義を考えるとともに、生活保護利用者への度重なるバッシングなど、生活保護制度・利用者への偏見・差別を乗り越え、来たる高等裁判に繋げていくために、金沢地裁判決を検証するとともに、参加者のみなさんと生活保護をめぐる問題について深め合いたいと考えています。

共催：医療・福祉問題研究会、人権を主張するいしかわの会、金沢市生活と健康を守る会

（研究例会にご参加される皆様へのお願い）

◆ご参加希望の方は、E-mail (ihmk1986@gmail.com) アドレスまで氏名、メールアドレス、参加方法（現地またはZoom）をお知らせいただくか、右記のQRコードから専用フォームにてお申し込みください。

◆お申込みいただいた方に接続案内・注意事項等を配信します。

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、予告なく中止・延期またはオンラインのみの開催とする場合がありますので、ご参加希望の方は必ず事前に事務局までご連絡ください。

※同日、午後1時15分～2時15分まで運営委員会を開催します。

申込フォーム



## コロナ禍の児童養護—梅香児童園の取組から

村上 慎司

本稿は、2021年12月19日15時から17時まで開催された第142回研究例会について報告する。今回も、ここ数回と同様に、金沢大学サテライトプラザの会場とZoomによるリアルタイムのオンライン配信を併用した。会場参加者数は併用開催後では最大となり、そして、石川県内外からのオンライン参加者も数多く、今回のテーマへの関心の大きさを物語っていた。

そのテーマはコロナ禍の児童養護である。奇しくも、2021年12月21日に子ども関連政策の中心的役割を果たす新組織として「こども家庭庁」の名称が閣議決定されたが、この新組織の名称に「家庭」という言葉を加えることの是非が問われた。

この論争には、標準世帯で想定される実際の生活圏を名指す「家庭」であるのか、それとも、小規模で安定的な親密圏における機能を表現する「家庭」なのか、という「家庭」という言葉をめぐる二つの解釈が伏在していると考えられる。

今回の報告者である梅光児童園の園長である大塚哲司さんらが実践しているのは、後者の解釈に該当するような「家庭的養育」としての小舎制に基づく児童養護である。それは、分園型小グループケアであり、子どもたちの安心・プライバシーに配慮して、信頼関係を醸成するものである。他方で、梅光児童園は、地域社会にも開かれており、豊か体験の機会となる地域の子どもたちとのスポーツ交流や地域子育て支援などにも積極的である。また、梅光児童園は里親支援機関としての機能も果たしている。

このような先進的な取り組みをしている梅光児童園においてもコロナ禍による様々な危機的状況が発生したという。こうした危機的状況に対処するうえでも、小舎制で完全個室化であることは隔離・待機の観点から有利に働いたという。他方で、隔離・待機に由来する子どもの孤立化に対しては、パソコン・携帯電話端末・園内のWi-Fi（無線によるインターネット接続装置）整備などのハードウェアと関連ソフトウェア・アプリケーションを有効利用したという。

こうした興味深い報告を踏まえて、質疑応答・意見交換は活発に行われ、予定された終了時間から超過するほどであった。数多くの重要な論点があったが、ここでは、労働問題について述べたい。宿直などを含めて児童養護施設職員の労働は、健康面での配慮が不可欠であるが、他方で人手不足問題もあり、施設サイド・労働者サイド・労働基準監督署の間で宿直の在り方等について合意形成を行っていくことの必要性が議論された。

エッセンシャル・ワーカーである児童養護施設職員は人権のない手であるが、その職員の労働者としての人権を保障することも子どもたちの人権を保障することと同じように重要であることを指摘した意見があったことを最後に伝え、本稿を終えたい。



2021年11月25日(木)、標記訴訟の判決が下された。審査請求から8年ほど続いた同訴訟は、同日13時30分、金沢地裁の「原告らの請求をいずれも棄却する」とわずか30秒の言い渡しにより、あっけなく原告の請求が棄却された。判決後に開催されたオンライン報告集会の様子を簡単に報告する。

まずJSKの圓山代表委員より「裁判所は司法の責任を放棄」し、良識と良心も放棄したと痛烈に批判。ただ、大局的にみて着実にこの闘いは前進してきたと言える。そのことに確信をもって、全国で闘っているみなさんと共に、楽しく頑張っていきたいと話された。

続いて、いのちのとりで全国アクション共同代表の井上英夫氏より発言。石川では、高真司さんのいわゆる「高訴訟」の闘いの歴史があるにもかかわらず、わずか15秒判決。

ここでは「生存」が、動物的生存で良いかどうかが争われている。最低限度はあっても、健康で文化的、というものは考慮されていない。大きな点は、厚労大臣の裁量権について広く認められており、判決を読む限りはどう決めてもよい、と読める。物価偽装についても検討がなされていない。こちらからは科学的根拠を求めてきた。唯一、大阪地裁はその問題を取り上げて勝訴に繋がった。そこが今回の判決でどう判断されたのか。最近の判決の特徴は、分量は多いが中身のない「紙の無駄判決」とも言えるだろう。

また、生活保護を受けることが恥であるというものが裁判官の中にも根強いと痛感。権利、人権であるという意識はほとんど感じられない。生活保護を受けることは基本的人権であり、その具体化が生活保護法であり、この基準引き下げが憲法、法律に違反していないかを考えることが裁判官の役割。それを放棄したようにしか思えない。

長い歴史の中で作り出されてきた「恥」、それは政治により作られた。スティグマとともに「お上に盾突いてはいけない」という意識。これを変えていかなければならない。

連戦連敗ではあるが、中身をみれば司法を追いつめていると感じる。具体的に議論するというよりも論点をすり替えようという裁判所の傾向が窺える。今日を今後に向けた第一歩として、勝訴判決に向けて全国でも連帯して、楽しく、頑張り過ぎず、力を寄せ集めて闘っていきたい。

次に弁護団報告から。まず奥村回弁護士。判決の「嗜好品への支出もある者も多い」というような表現等にもみられるが、井上氏も指摘されたように憲法を理解していないと言わざるを得ない、全体的に無味乾燥な判決。一番気になったのは、第一十分位層との比較への言及が不十分。我々はいのちと生活の問題を論点にしているにもかかわらず、統計問題ばかりを取り上げた血の無い判決だと批判した。次に北島正悟弁護士。原告の生活実態について触れている部分で、苦しそうだがなんとか生活できている、という指摘がある。原告尋問を聞いた上でこのような判決文が出てきたことが信じられず、非常に憤りを感じている。続いて、弁護団事務局長を務める徳田隆裕弁護士より報告。こちらが争点としていた、ゆがみ調整とデフレ調整については国の主張をそのまま採用。指摘がことごとく否定され残念極まりない。原告の生活実態については、“切り詰めた中で許容しがたい程度ではない、嗜好品も買っている、電化製品も最低限度以下とは言えない、社会的文化的活動は個人の価値観により様々なため最低限度の水準を下回っていない”と結論付け。加えて国の財政事情等も裁量の範囲内であるとされた。弁護団としては到底納得できない。最後に、木村弘弁護士から、再三伝えてきた生活扶助相当CPIについても全く論点と

しておらず、総務省 CPI との下落率の差 2.43% は諸事情により問題と言えない、という結論について、今後も訴えかけたいと補足された。

続けて原告 4 名より発言。まず A 氏（匿名希望）から。2012 年から 2017 年まで利用。生活保護の利用によって手術もできて、どうにか生活できた。命の選択をするとき、生活保護を受ける葛藤もあった。自分の人生を否定しないと利用できなかったが、利用したことで、今こうして自分の思いを話すこともできている。最大の関心事は、物価偽装問題。勉強も重ね、本人尋問でも述べた。残念ながら負けたが、涙も出ないぐらいにあっけない判決で、これからどう闘えばよいかも悩んでいる。闘う意志も強いが、親族からの反対もある。これからも悩みながら闘い続けたい。

2 人目、相原氏からも、城北病院への医療相談、生活保護によって救われたことが話された。ここには、生活保護だけでなく、年金、原発、様々な視野から考えて政治のありように問題があり、政治的な動きがないと解決しない。国民の声が届く枠組みづくりが必要。裁判の結果を見たときに感じたのは、裁判に多くのお金がかかり、多くの方の協力があって、結果 10 秒。国のありようを感じた。どうやって団結して闘っていくか、これからも諸問題とともにみなさんと活動したい。

続いて真田氏より発言。司法について、命のやりとりをしている覚悟がないように感じた。それは様々な今の政治にも共通している。政治を変えないとダメ。自分ができることを考えても、若い人にもどうにか頑張ってもらいたい、と感じる。

最後に、オンラインで下田氏から発言。実にあっけない、ばからしい判決。「全て棄却する」それだけ。大阪では勝訴したが、2 名餓死された方もいる。「いのちのとりで裁判」、いのちがなくならなければ勝てないのか。生活保護のお金を削ってにおいて、軍事費への無駄遣い。大変腹が立つ。最後に、「全国で頑張っている原告のみなさんへ、1 回負けたぐらいで諦めないでください。それだけです」と話された。

その後、Zoom を用いて全国から発言。愛知、大阪、北海道、京都、広島、三重からの連帯の発言があったが紙幅の都合で割愛する。最後に大阪の小久保哲郎弁護士から報告。小久保弁護士からは、現在、各判決の読み比べ・分析を行っていることを発言。特徴として、原告敗訴判決については、基本的に名古屋地裁判決を元にしたコピペ判決。例えば、名古屋判決の中に出てくる「NHK 受診料」という誤字すら京都、金沢でもそのまま使われており、コピペするだけであれば裁判官などいらない、と痛烈に批判。中身を見れば実質的には勝敗は 1 対 1。大阪地裁判決ではデフレの影響を正面から判断。それ以外の判決では完全に無視されている。結果的な 4.78 の物価下落率にも納得できる記述がない。また、井上先生の話にもあったが生活保護バッシングの影響が裁判官にも出ていることが露わとなっていると感じる。簡単な闘いではないが、生活保護が恥であるという意識を変えられれば社会全体を変えていける。全国で 29 の地域、30 の訴訟団、1000 人の原告が立ち上がっている。今一番つらい金沢の原告の方が力強い言葉を発言されたが、このように全国を繋げる機会も重要。

30 の地裁・高裁で計 60 回の闘いのうち、まだ 6 回しか判決が出ていない。これからまだ 54 回のチャンスがある。このような機会を通じて、原告の方々の発信を強めていただき、弁護団としても全力で支えていきたい、と締められた。

その後、埼玉の末吉氏、名古屋の白井氏からも発言。最後に徳田弁護士よりアピールの読み上げが行われ、閉会した。